

介護老人保健施設利用料金について(1割負担額)

※〔 〕内は2割負担額、〈 〉内は3割負担額

4. 介護予防短期入所療養介護サービス料

(1) 基本料金

施設利用料

① 基本利用料

【基本型:個室】

要支援1 579円/日〔1,158円/日〕〈1,737円/日〉

要支援2 726円/日〔1,452円/日〕〈2,178円/日〉

【基本型:多床室】

要支援1 613円/日〔1,226円/日〕〈1,839円/日〉

要支援2 774円/日〔1,548円/日〕〈2,322円/日〉

【在宅強化型:個室】

要支援1 632円/日〔1,264円/日〕〈1,896円/日〉

要支援2 778円/日〔1,556円/日〕〈2,334円/日〉

【在宅強化型:多床室】

要支援1 672円/日〔1,344円/日〕〈2,016円/日〉

要支援2 834円/日〔1,668円/日〕〈2,502円/日〉

② 加算利用料

※1 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たし、夜勤職員の配置を行っている場合は、夜勤職員配置加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき24円〔48円〕〈72円〉加算されます。

※2 医師又は医師の指示を受けた理学療法士や作業療法士等が、個別にリハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき240円〔480円〕〈720円〉加算されます。

※3 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護予防短期入所療養介護サービスを利用することが適当であると判断した場合は、認知症緊急対応加算として、上記の基本利用料に合わせ、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200円〔400円〕〈600円〉加算されます。

※4 厚生労働大臣が定める基準に適合し、若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、介護予防短期入所療養介護サービスの提供を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として上記の基本利用料に合わせ1日につき120円〔240円〕〈360円〉加算されます。

※5 厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき51円〔102円〕〈153円〉加算されます。

※6 入所時及び退所時に送迎を行った場合は、送迎加算として、上記の基本利用料に合わせ片道につき184円〔368円〕〈552円〉加算されます。

※7 治療管理を目的として、厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない介護予防短期入所療養介護サービスを行った場合は、総合医学管理加算として、10日を限度として、上記の基本利用料に合わせ1日につき275円〔550円〕〈825円〉加算されます。

※8 厚生労働大臣が定める基準に適合し、口腔の健康状態の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を行った場合は、口腔連携強化加算として上記の基本利用料に合わせ1月に1回限り50円〔100円〕〈150円〉加算されます。

※9 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合は、療養食加算として、上記の基本利用料に合わせ1日3回を限度として1回につき8円〔16円〕〈24円〉加算されます。

※10 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により医療行為が行われた場合は、緊急時施設療養費として、上記の基本利用料に合わせ下記の料金が加算されます。

I 緊急時治療管理

利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合は、1月1回連続する3日を限度として1日につき518円〔1,036円〕〈1,554円〉加算されます。

II 特定治療

当施設においてやむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、診療報酬の算定方法により算定した額が加算されます。

※11 厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進が図られている場合は、生産性向上推進体制加算として、上記の基本利用料に合わせ1月につき下記の料金が加算されます。

I 生産性向上推進体制加算 (I)

IIの要件に加え、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合

100円〔200円〕〈300円〉

II 生産性向上推進体制加算 (II)

入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合 10円〔20円〕〈30円〉

- ※12 厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者に対し短期入所療養介護サービスを行った場合は、サービス提供体制強化加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき下記の料金が加算されます。
- I サービス提供体制強化加算（I）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合又は、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上である場合
22円〔44円〕＜66円＞
- II サービス提供体制強化加算（II）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合
18円〔36円〕＜54円＞
- III サービス提供体制強化加算（III）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である場合又は、直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上である場合
6円〔12円〕＜18円＞
- ※13 令和6年5月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金の改善等を実施して、利用者に対し介護予防短期入所療養介護サービスを行った場合は、介護職員処遇改善加算として、上記の基本利用料及び※1から※12までにより算定した利用料総額に1.6%を乗じた金額が加算されます。
- ※14 令和6年5月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準に適合し、※13に加え介護職員の賃金の改善等を実施して、利用者に対し介護予防短期入所療養介護サービスを行った場合は、介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記の基本利用料及び※1から※12までにより算定した利用料総額に0.8%を乗じた金額が加算されます。
- ※15 令和6年6月1日から厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員等の賃金の改善等を実施して、入所者に対し介護予防短期入所療養介護サービスを行った場合は、介護職員処遇改善加算として、上記の基本利用料及び※1から※12までにより算定した利用料総額に3.1%を乗じた金額が加算されます。

(2) その他の料金

- ①食費（食材料費及び調理費用含む） 朝食 560円/食 昼食 560円/食 夕食 620円/食
②滞在費 個室 1,668円/日 多床室 377円/日
③特別室利用料（個室） 1,100円/日
④証明書等交付手数料 実費

※「食費」及び「滞在費」について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている負担限度額が利用者の負担額となります。ただし、支給限度額を超えた日以降については、費用の一部が支給限度額内に収まる日を除き上記①及び②の料金となります。